

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年 8月18日

【会社名】 株式会社エスライン

【英訳名】 S LINE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山口 嘉彦

【本店の所在の場所】 岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地

【電話番号】 (058)245 - 3131

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 村瀬 博三

【最寄りの連絡場所】 岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地

【電話番号】 (058)245 - 3131

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 村瀬 博三

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

一般募集	376,912,000円
引受人の買取引受による売出し	633,655,200円
オーバーアロットメントによる売出し	149,400,000円

（注）1．募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年 8月 9日（水）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2．売出金額は、売出価額の総額であり、平成29年 8月 9日（水）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1．今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2．上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち、主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 平成29年8月18日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、平成29年8月18日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成29年8月28日(月)から平成29年8月30日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	400,000株	376,912,000	188,456,000
計(総発行株式)	400,000株	376,912,000	188,456,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年8月9日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自平成29年8月31日(木) 至平成29年9月1日(金) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成29年9月6日(水) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年8月28日(月)から平成29年8月30日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://sline.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年8月25日(金)から平成29年8月30日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年8月28日(月)から平成29年8月30日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年8月28日(月)の場合、申込期間は「自平成29年8月29日(火)至平成29年8月30日(水)」、払込期日は「平成29年9月4日(月)」

発行価格等決定日が平成29年8月29日(火)の場合、申込期間は「自平成29年8月30日(水)至平成29年8月31日(木)」、払込期日は「平成29年9月5日(火)」

発行価格等決定日が平成29年8月30日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成29年8月28日(月)の場合、受渡期日は「平成29年9月5日(火)」

発行価格等決定日が平成29年8月29日(火)の場合、受渡期日は「平成29年9月6日(水)」

発行価格等決定日が平成29年8月30日(水)の場合、受渡期日は「平成29年9月7日(木)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社大垣共立銀行 岐阜支店	岐阜県岐阜市神田町五丁目1番地の1

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	400,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		400,000	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
376,912,000	9,000,000	367,912,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年8月9日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額367,912,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限140,342,000円と合わせ、手取概算額合計上限508,254,000円について、全額を平成30年9月までに豊田第2物流センターの建設費用に充当する予定であります。

また、上記手取金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、当社の設備投資計画については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年8月28日(月)から平成29年8月30日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	636,200株	633,655,200	大阪市中央区城見一丁目4番35号 住友生命保険相互会社 101,200株
			東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命保険相互会社 100,000株
			岐阜県岐阜市鹿島町六丁目27番地 株式会社市川工務店 100,000株
			神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号 三菱ふそうトラック・バス株式会社 100,000株
			埼玉県上尾市大字壱丁目1番地 UDトラックス株式会社 100,000株
			東京都品川区南大井六丁目26番1号 いすゞ自動車株式会社 100,000株
			東京都中央区京橋三丁目13番1号 大成有楽不動産株式会社 35,000株

- (注) 1. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 売出価額の総額は、平成29年8月9日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1.2. 発行価格等決定 日の株式会社東 京証券取引所 における当社普通 株式の普通取引 の終値(当日に 終値のない場合 は、その日に先 立つ直近日の終 値)に0.90~ 1.00を乗じた価 格(1円未満端 数切捨て)を仮 条件とします。	未定 (注)1. 2.	自 平成29年 8月31日(木) 至 平成29年 9月1日(金) (注)3.	100株	1株に つき売 出価格 と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 全国の本 支店及び 営業所	名古屋市中村区名駅四丁目7番 1号 東海東京証券株式会社	(注)4.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年8月28日(月)から平成29年8月30日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://sline.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 株式の受渡期日は平成29年9月7日(木)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成29年8月25日(金)から平成29年8月30日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成29年8月28日(月)から平成29年8月30日(水)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成29年8月28日(月)の場合、申込期間は「自 平成29年8月29日(火) 至 平成29年8月30日(水)」、受渡期日は「平成29年9月5日(火)」

発行価格等決定日が平成29年8月29日(火)の場合、申込期間は「自 平成29年8月30日(水) 至 平成29年8月31日(木)」、受渡期日は「平成29年9月6日(水)」

発行価格等決定日が平成29年8月30日(水)の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
東海東京証券株式会社	636,200株

5. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6. 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	150,000株	149,400,000	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://sline.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成29年8月9日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成29年 8月31日(木) 至 平成29年 9月1日(金) (注)1.	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	東海東京証券 株式会社及び その委託販売 先金融商品取 引業者の全国 の本支店及び 営業所		

(注)1. 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3. 申込証拠金には、利息をつけません。

4. 株式の受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される株式の受渡期日と同一とします。

5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年8月18日（金）開催の取締役会において、東海東京証券株式会社が割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成29年9月27日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1.

また、東海東京証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成29年9月22日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2.）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、東海東京証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

東海東京証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、東海東京証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、東海東京証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 150,000株
(2) 払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
(3) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(4) 割当先	東海東京証券株式会社
(5) 申込期間（申込期日）	平成29年9月26日（火）
(6) 払込期日	平成29年9月27日（水）
(7) 申込株数単位	100株

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年8月28日(月)の場合、「平成29年8月31日(木)から平成29年9月22日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年8月29日(火)の場合、「平成29年9月1日(金)から平成29年9月22日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成29年8月30日(水)の場合は、「平成29年9月4日(月)から平成29年9月22日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である明治安田生命保険相互会社、株式会社市川工務店、三菱ふそうトラック・バス株式会社、UDトラック株式会社及びいすゞ自動車株式会社並びに当社株主である有限会社美美興産は東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行並びに平成29年5月19日開催の当社取締役会において決議され、平成29年6月29日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件」に従って行う新株予約権無償割当及び同新株予約権の行使による当社株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成29年8月19日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成29年8月28日から平成29年8月30日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://sline.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「１．会社概要」から「５．グループ会社一覧」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページおよびこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 会社概要

名 称	株式会社エスライン
本 社 所 在 地	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
設 立	昭和22年3月
資 本 金	1,938百万円（連結、平成29年3月31日現在）
代 表 者	取締役社長 山口 嘉彦
従 業 員 数	2,117名（連結、平成29年3月31日現在）
上場証券取引所	東京証券取引所 名古屋証券取引所 市場第二部（証券コード：9078）

2. 沿革

昭和22年 3月	岐阜合同産業株式会社を設立。 本社を岐阜市鶴田町3丁目24番地に置く、資本金18万円、車両30台。
昭和23年 8月	岐阜トラック株式会社に商号変更。
昭和24年 9月	一般区域貨物自動車運送事業を開始。
昭和24年 10月	岐阜トラック運輸株式会社に商号変更。
昭和24年 12月	一般路線貨物自動車運送事業を開始。
昭和31年 12月	那加トラック運輸株式会社（現株式会社エスライン各務原 連結子会社）系列化。
昭和33年 3月	倉庫業経営許可。
昭和36年 10月	船津運輸株式会社（現株式会社エスラインヒダ 連結子会社）系列化。
昭和39年 1月	羽島トラック株式会社（現株式会社エスライン羽島 連結子会社）系列化。
昭和41年 2月	岐阜北トラック株式会社（現株式会社エスラインミノ 連結子会社）系列化。
昭和41年 6月	郡上トラック株式会社（現株式会社エスライン郡上 連結子会社）系列化。
昭和44年 2月	阪九運送株式会社（現株式会社エスライン九州 連結子会社）系列化。
昭和44年 3月	Sライン日本グループ結成、全国輸送ネットワーク確立。
昭和46年 3月	岐南町に本社社屋新築し、本社総合ターミナル完成。 本社を現在地の岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地に移転。
昭和47年 4月	商号を株式会社エスラインギフに変更。
昭和52年 7月	株式会社スワロー急送（連結子会社）を系列として設立。
昭和53年 5月	名古屋店頭市場に株式店頭登録。
昭和55年 4月	名古屋証券取引所市場第二部に株式上場。
昭和57年 5月	株式会社宅配百十番一宮（現株式会社スリーエス物流 連結子会社）を系列として設立。
昭和60年 5月	株式会社東京宅配百十番墨田（現株式会社スワロー物流東京 連結子会社）を系列として設立。
平成 8年 11月	通関業許可。
平成11年 5月	特定旅客自動車運送事業許可。
平成12年 8月	一般貸切旅客自動車運送事業許可。
平成18年 10月	会社分割により純粋持株会社に移行し、商号を株式会社エスラインに変更。 事業承継会社として、株式会社エスラインギフ（連結子会社）を設立。
平成26年 3月	株式会社エスラインギフ名古屋第2センターにて太陽光発電による売電事業を開始。
平成29年 3月	東京証券取引所市場第二部に株式上場。

3. 事業の内容

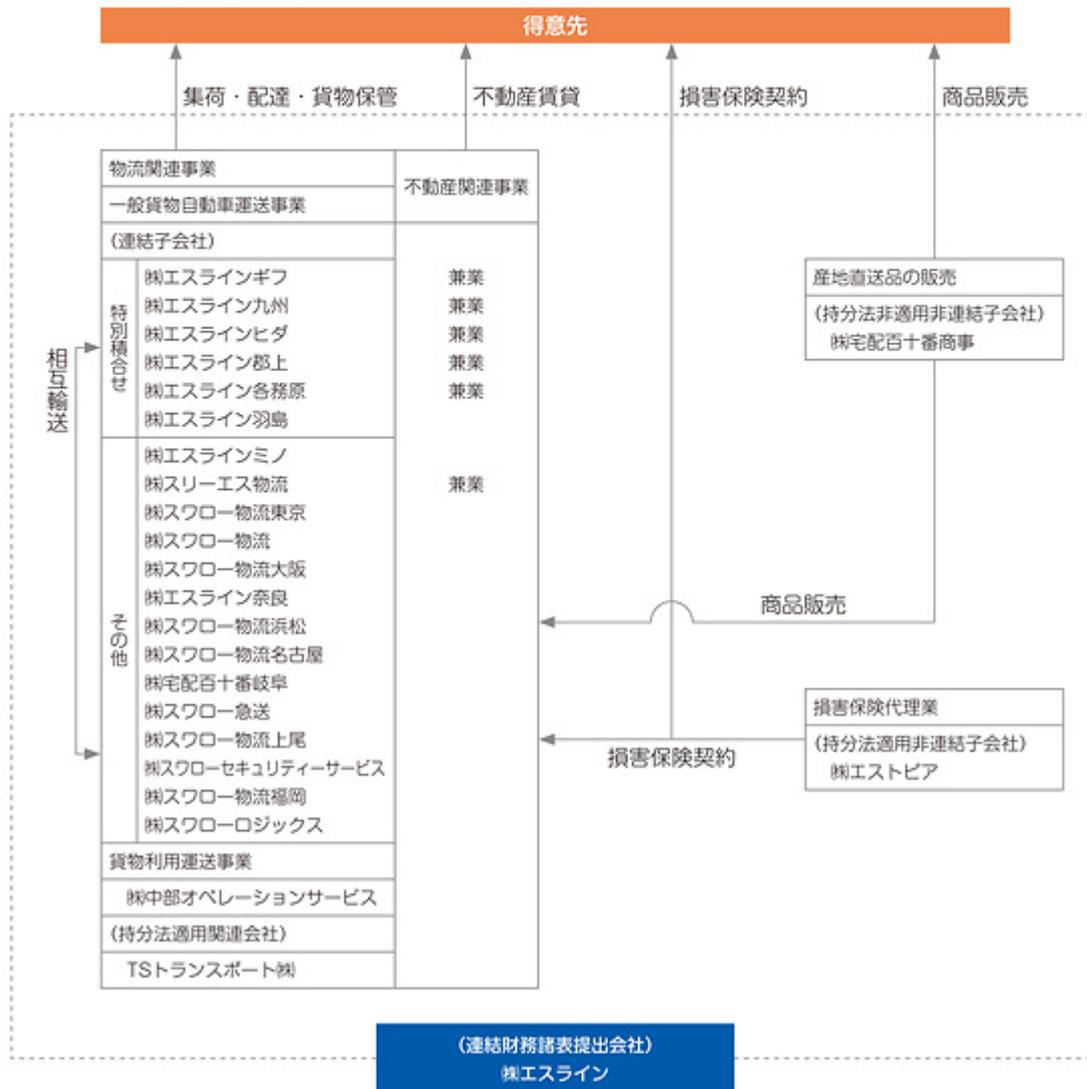
有価証券報告書提出会社（以下当社という。）の企業グループは、子会社23社（連結子会社21社、持分法適用子会社1社、持分法非適用子会社1社）で構成し、その事業内容の主たるものは物流関連事業であり、各社がそれぞれの区域と分野を分担しながら有機的に結合し、相互に協力して事業活動を展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業内容を示せば概ね次のとおりであり、連結子会社のうち20社は貨物自動車運送事業を主力としております。

また、㈱エストピアは損害保険代理業を、㈱宅配百十番商事は産地直送品の販売と各専門分野においてそれぞれの事業区域で当社グループの事業を補完しております。

事業内容の事業の系統図は概ね次のとおりであります。



(注) ㈱中部オペレーションサービスは平成17年1月1日より休眠会社となっております。

3. 事業の内容

貨物自動車運送事業

エスライングループの基盤とする事業として、特別積合せに係る運行を、㈱エスラインギフ、㈱エスライン九州、㈱エスラインヒダおよび他の連結子会社3社が営み、その主要な運行系統は札幌から鹿児島までの主要都市を結ぶ幹線道路を軸としております。

また、上記の連結子会社ならびに㈱エスラインミノと他の連結子会社13社は、特別積合せ以外の一般貨物自動車運送事業を営んでおります。



小口輸送



貸切輸送



重量物輸送



貴重品・美術品輸送

物流関連事業

倉庫業

寄託を受けた貨物について物流の一環として倉庫事業を、㈱エスラインギフが神奈川県、岐阜県、静岡県および愛知県で、㈱エスラインヒダ、㈱エスライン羽島および㈱エスラインミノが岐阜県で、㈱スワロー物流大阪が大阪府で、㈱スワロー物流上尾が埼玉県でそれぞれ営んでおります。



アパレルメーカー様のインターネット通販事業を行う倉庫



靴専門チェーン店様の物流センター

自動車整備事業

㈱エスラインギフは自動車整備工場(運輸局指定工場)を活かして、自動車の整備を千葉県、岐阜県および大阪府で営んでおります。



点検整備・メンテナンス



車検整備

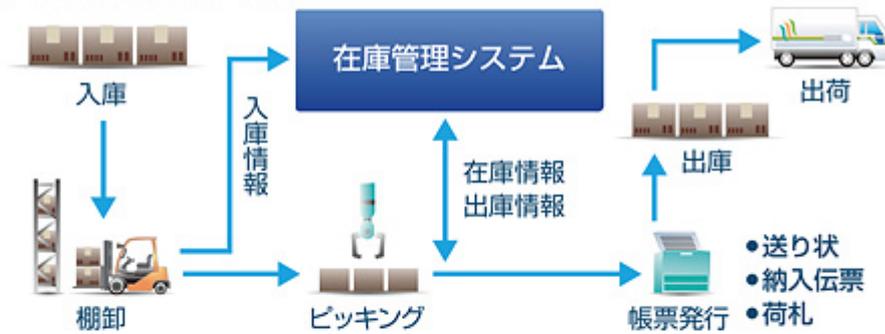
3. 事業の内容

物流関連事業

情報処理サービス業

㈱エスラインギフは情報処理システムを利用して、物流関連の付加価値通信サービスやソフトウェアの開発事業等を営んでおります。

倉庫～出荷システムソリューション



損害保険代理業

㈱エスラインギフ、㈱エスライン九州および一部の連結子会社ならびに㈱エストピアは取扱貨物等の損害保険代理業を営んでおります。

その他

㈱宅配百十番商事は㈱エスラインギフの物流ネットワークを利用して、産地直送品の販売を営んでおります。

また、㈱エスラインギフおよび一部の連結子会社は、事業所等の一部を賃貸（不動産賃貸事業を除く。）しております。



不動産関連事業

㈱エスラインギフおよび一部の連結子会社はグループ外を対象とした不動産賃貸事業を営んでおります。



介護型有料老人ホーム（神戸市）



マルチオフィスビル（大阪市）

その他

㈱エスラインギフは旅客自動車運送事業を営んでおります。

また、㈱エスラインギフおよび㈱スリーエス物流は、売電事業を営んでおります。



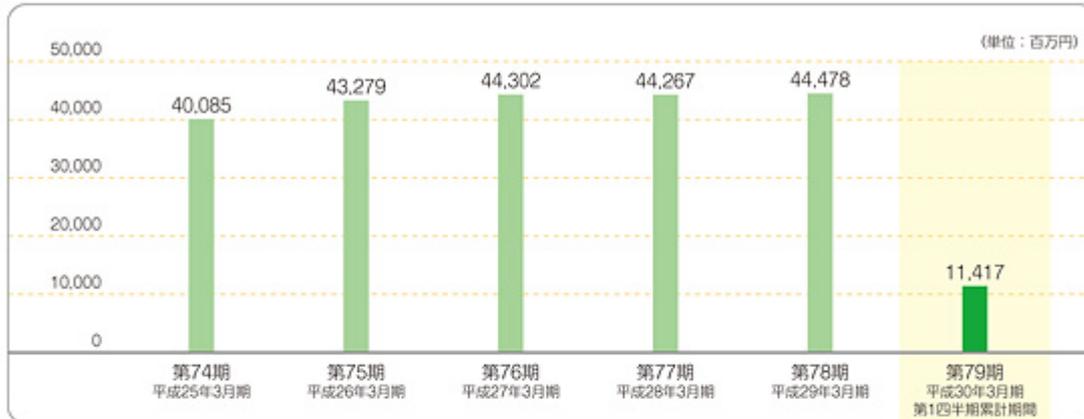
旅客自動車運送



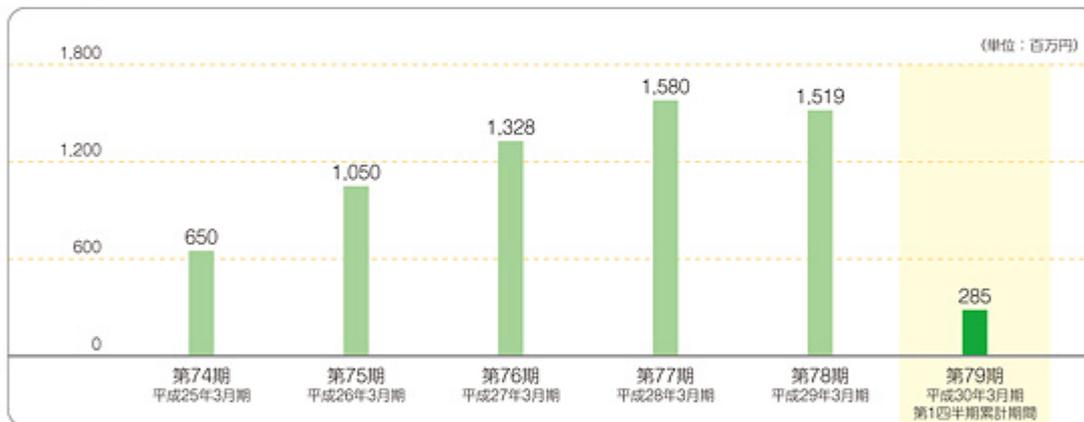
エスラインギフ豊田支店屋根に設置した太陽光パネル

4. 業績等の推移

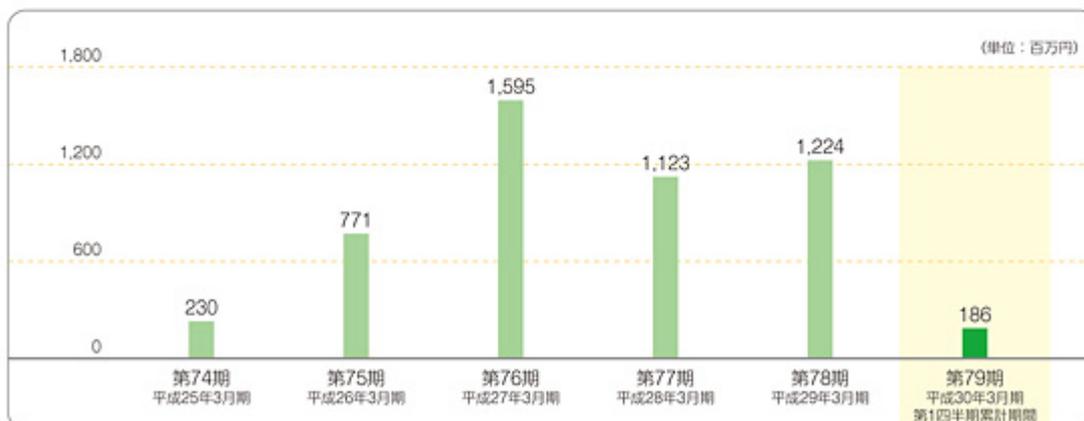
■ 営業収益



■ 経常利益

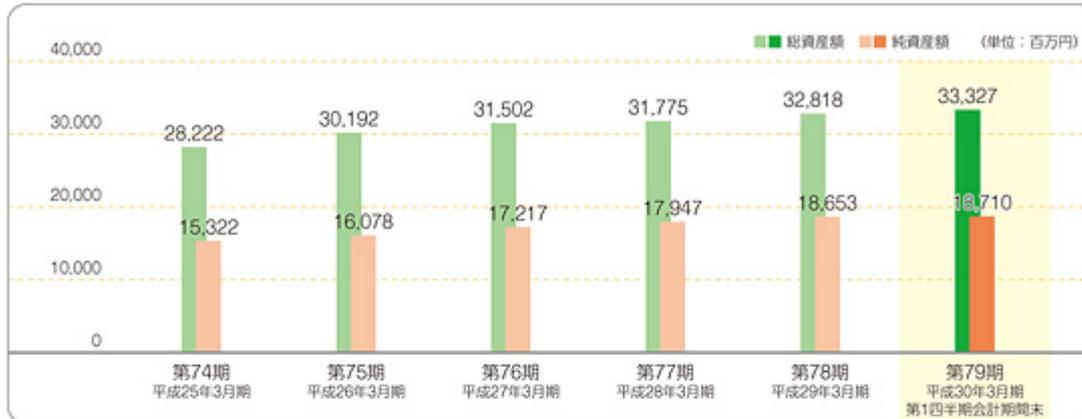


■ 親会社株主に帰属する当期純利益

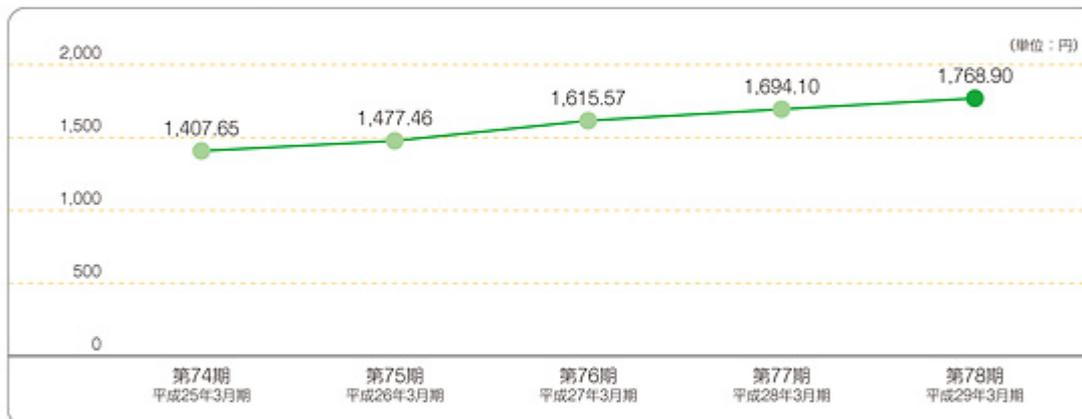


4. 業績等の推移

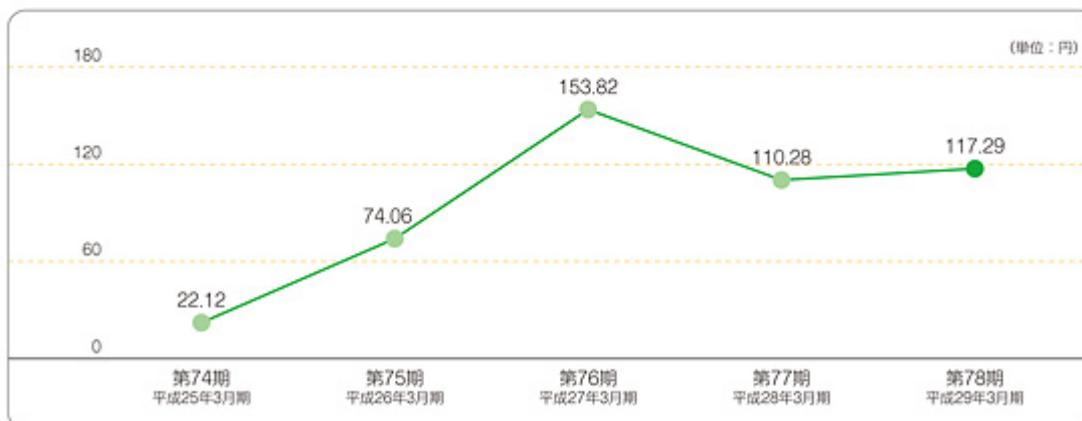
■ 総資産額／純資産額



■ 1株当たり純資産額



■ 1株当たり当期純利益金額



5. グループ会社一覧

平成29年7月31日現在

持株会社

株式会社エスライン

エスライングループ

株式会社エスラインギフ
 株式会社エスライン九州
 株式会社エスラインヒダ
 株式会社エスライン羽島
 株式会社エスライン郡上
 株式会社エスラインミノ
 株式会社エスライン各務原
 株式会社エスライン奈良

スワログループ

株式会社スリーエス物流
 株式会社スワロー急送
 株式会社スワロー物流
 株式会社スワロー物流東京
 株式会社スワロー物流浜松
 株式会社スワロー物流名古屋
 株式会社スワロー物流大阪
 株式会社スワロー物流福岡

株式会社スワロー物流上尾
 株式会社スワローセキュリティーサービス
 株式会社宅配百十番岐阜
 株式会社スワローロジックス
 株式会社エストピア

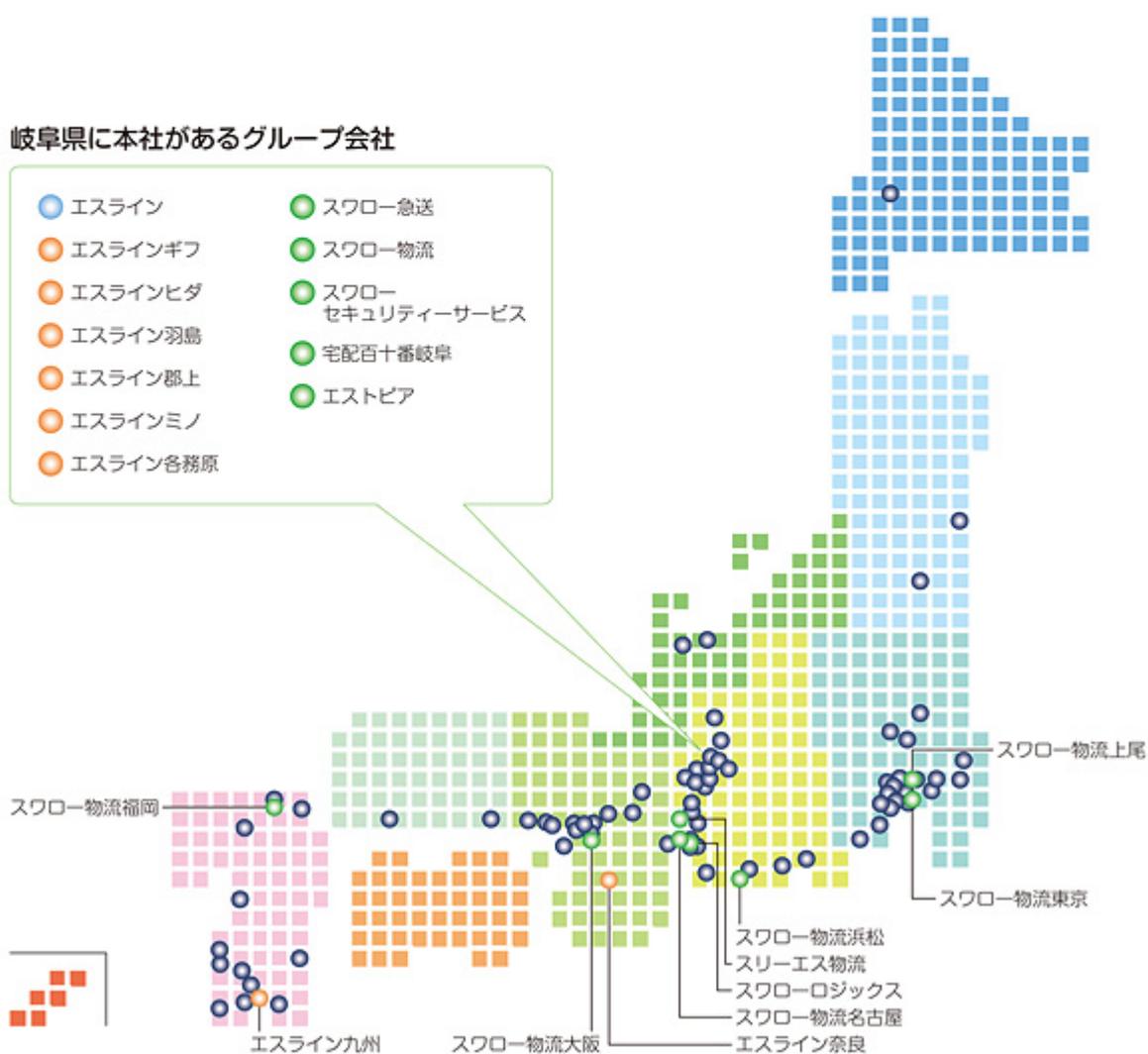
・持分法適用関連会社：TSトランスポート㈱

●●●グループ会社の本社

●●●エスライングループ各社の各支店・営業所

岐阜県に本社があるグループ会社

- | | |
|------------|-------------------|
| ● エスライン | ● スワロー急送 |
| ● エスラインギフ | ● スワロー物流 |
| ● エスラインヒダ | ● スワローセキュリティーサービス |
| ● エスライン羽島 | ● 宅配百十番岐阜 |
| ● エスライン郡上 | ● エストピア |
| ● エスラインミノ | |
| ● エスライン各務原 | |

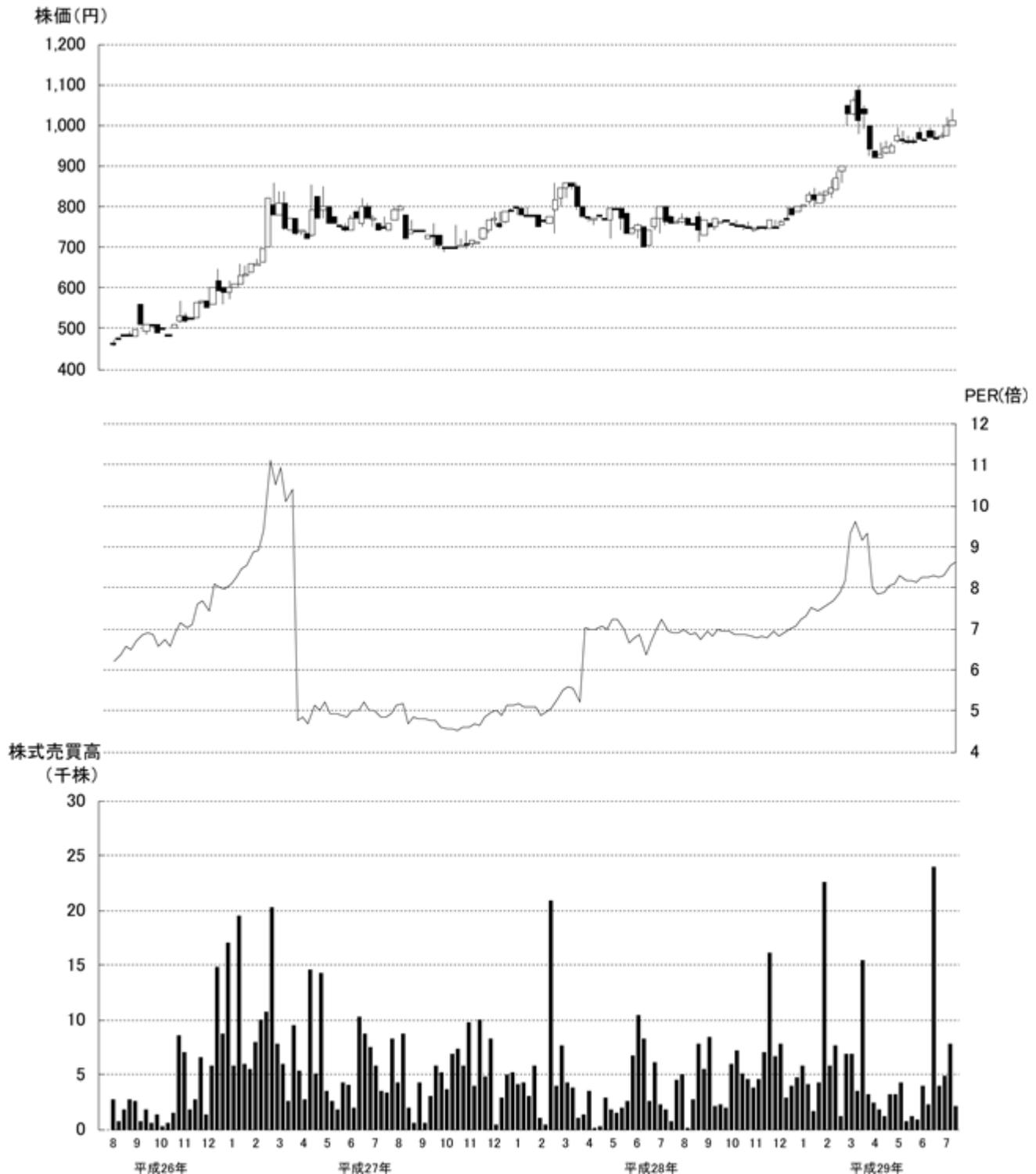


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成26年8月18日から平成29年3月9日までの株式会社名古屋証券取引所及び平成29年3月10日から平成29年8月4日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2.乃至4.に記載のとおり、当該株式併合を考慮したものとしております。

2. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
なお、当該株式併合の併合前売買最終日以前の株価については、当該株価に2を乗じて得た数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
3. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・週末の終値については、当該株式併合の併合前売買最終日以前は当該終値に2を乗じて得た数値を週末の終値としております。
 - ・1株当たり当期純利益は、以下の値を使用しております。
 - 平成26年8月18日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益に2を乗じて得た数値を使用。
 - 平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益に2を乗じて得た数値を使用。
 - 平成28年4月1日から平成29年3月31日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
 - 平成29年4月1日から平成29年8月4日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
4. 株式売買高については、当該株式併合の併合前売買最終日以前は当該株式売買高を2で除して得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年2月18日から平成29年8月9日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**1 事業等のリスクについて**

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第78期事業年度）及び四半期報告書（第79期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年8月18日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年8月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第78期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書提出日（平成29年8月18日）現在（ただし、既支払額については平成29年7月31日現在）以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
(株)エスラインギフ	豊田第2物流センター （愛知県豊田市）	物流関連事業	荷扱所 保管・配送 施設	700,000	-	増資資金 自己資金	平成30年 2月	平成30年 9月	（注）2

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第78期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年8月18日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成29年7月3日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

当社は、平成29年6月29日開催の第78期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき普通配当14円の他に、会社設立70周年記念配当1円を加え、合計15円、

総額158,175,960円

効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、山口嘉彦、村瀬博三、桑原等、白木武、加藤孝一、青木浩一、堀江繁幸、村瀬明治および笠井大介を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、辻上忠範、中村正および岡本実を選任する。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(買収防衛策)について、一部内容の修正等(当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限を「最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする」旨を新たに定めました。新株予約権の無償割当てを行う場合は「大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない」旨を明確化するため新たに決めました。その他内容の解釈を明確にするための語句の修正、文言の整理等を行いました。)を行った上で、継続する。

なお、継続後の有効期限は、平成32年6月30日までに開催予定の当社第81期定時株主総会終了の時までの3年間となっております。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役および一部の子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、新たに業績連動型株式報酬制度(BBT(=Board Benefit Trust))を導入し、本制度の詳細は、当社取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	97,161	102	0	(注)1	可決 98.62%
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件					
山口 嘉彦	97,104	129	0	(注)2	可決 98.59%
村瀬 博三	97,100	133	0		可決 98.59%
桑原 等	97,100	133	0		可決 98.59%
白木 武	97,106	127	0		可決 98.60%
加藤 孝一	97,106	127	0		可決 98.60%
青木 浩一	97,106	127	0		可決 98.60%
堀江 繁幸	97,106	127	0		可決 98.60%
村瀬 明治	97,106	127	0		可決 98.60%
笠井 大介	97,106	127	0		可決 98.60%
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
辻上 忠範	97,109	124	0	(注)2	可決 98.60%
中村 正	97,115	118	0		可決 98.61%
岡本 実	97,115	118	0		可決 98.61%
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応策(買収防衛策)継続の件	97,128	135	0	(注)1	可決 98.59%
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬 制度導入の件	92,434	4,829	0	(注)1	可決 93.82%

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに議決権行使書により行使された議決権の数および当日出席のうち株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計した結果、賛成数が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第78期)	自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日	平成29年6月30日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第78期)	自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日	平成29年8月10日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第79期第1四半期)	自 至	平成29年4月1日 平成29年6月30日	平成29年8月10日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

株式会社エスライン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスラインの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エスラインが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

株式会社エスライン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスラインの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月10日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。